消防広第 124 号 平成 30 年 3 月 8 日

消防庁広域応援室長 (公印省略)

平成30年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練 実施上の重点推進事項について

平素は、緊急消防援助隊の運用及び体制の整備等に御尽力を賜り感謝申し上げます。

平成 30 年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練を実施するにあたり、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」(平成 16 年 2 月策定)に基づき、平成 30 年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練実施上の重点推進事項を定めました。

つきましては、各地域ブロックにおいて、重点推進事項に基づき関係機関と連携 を図り、より実践的な訓練を実施するようお願いします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の 事務を処理する一部事務組合を含む。)に周知していただきますようお願いします。

> 消防庁広域応援室 調整係 担当 明田・望月・北村

TEL 03-5253-7527

アドレス s4.kitamura@soumu.go.jp

平成30年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練実施上の重点推進事項

第1 訓練全体に係る留意事項

1 基本的な考え方

過去の災害及び訓練から得た教訓を踏まえるとともに、今後発生が危惧される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害、さらには、開催地で発生が予想される災害において、緊急消防援助隊の要請、受入れ等の都道府県の受援力の強化及び緊急消防援助隊の技術の向上を目的とした実践的かつ効果的な訓練を作成・実施する。

2 PDCAサイクルを重視した訓練の展開

- (1)過去の災害及び訓練における課題を考慮して計画し、図上訓練、部隊進出・輸送訓練、部隊運用訓練及び後方支援活動訓練に目的を設定する。
- (2) 評価者を設けて、設定した目的の達成度を評価するとともに、奏功事例や新たな課題を抽出する。
- (3) 訓練の様子は必要に応じて動画及び静止画で記録し、検証時の資料とする。
- (4)訓練当日、終了後には訓練の振り返りを実施する。また、訓練後、2ヶ月以内に事後検証会を開催し、抽出された奏功事例、新たな課題や当該課題に対する改善策について検証する。
- (5) 事後検証会後には必ず報告書を作成し、冊子及びデータを消防庁へ報告する。
- (6)報告書の内容を踏まえて、緊急消防援助隊応援等実施計画(以下「応援等実施計画」 という。)、緊急消防援助隊に係る受援計画(以下「受援計画」という。)、地域防災計 画、都道府県消防相互応援協定等を見直す。
- (7) 上記(6)を踏まえて、継続的に訓練を実施する。

第2 訓練計画作成に係る重点推進事項

1 図上訓練

- (1)緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練図上訓練企画・実施マニュアルを参考するとともに、開催地の実状に応じたブラインド型の訓練を作成する。
- (2) 原則として、図上訓練と部隊進出・輸送訓練を連動させることなく指揮支援部隊長が柔軟な部隊配置を検討することができるように訓練を作成する。そのため、部隊の進出状況については、あらかじめ緊急消防援助隊動態情報システム(以下「動態情報システム」という。) のキャプチャーを作成し、時間経過とともに進出状況が把握できるような措置を講じる。
- (3) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等(以下「関係機関」という。) が相互に調整する訓練シナリオを作成する。
- (4)消防応援活動調整本部(以下「調整本部」という。)及び緊急消防援助隊指揮支援 本部(以下「指揮支援本部」という。)が連携した訓練を作成する。
- (5)調整本部は見学者を考慮したレイアウトとすることなく、受援計画に定められているところに設置する。また、実災害時に使用する資機材を使用する。
- (6) 都道府県又は市町村が協定を締結している民間団体(重機派遣、燃料供給、水利供給、物資調達等)に応援要請を行う訓練シナリオを作成する。
- (7) 都道府県、市町村、消防本部は災害対策本部のレイアウト、災害対策本部内の情報 共有、関係機関のリエゾン、航空運用調整班、医療班等との連携、緊急消防援助隊の 受入れ、指揮支援隊への引継ぎ方法等を検証し、受援体制の強化につながる訓練を作 成する。
- (8) 調整本部及び災害対策本部の構成員となる幹部の訓練参加について十分に考慮して作成する。
- (9) 消防庁災害対策本部からの状況付与については消防庁の職員がコントローラーを 担うものとし、また、必要に応じて、消防庁現地派遣職員の訓練参加についても消防 庁広域応援室と十分に協議する。

2 部隊進出・輸送訓練

- (1)訓練に参加する都道府県大隊は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年2月6日付け消防震第19号)、南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン(平成28年3月29日付け消防広第69号)、首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン(平成29年3月29日付け消防広第90号)等に基づき、他地域ブロックからの参加も考慮し、作成する。
- (2) 実災害時には応援都道府県大隊が道路状況、混雑状況等を考慮し、進出ルートを検討・決定することから、訓練の実施計画又は細部要領に進出ルートを盛り込まずに作成する。ただし、訓練の統制上、各種会場への最終進入経路を示す必要がある場合はこの限りではない。
- (3) 進出拠点や宿営場所から被災地への先導、被災地に係る情報提供等を地元消防団と連携する訓練を作成する。
- (4) 自衛隊と連携した輸送機又は艦艇による部隊の輸送訓練を作成する。

3 部隊運用訓練

- (1) 関係機関が連携する訓練を作成する。
- (2) 都道府県内応援隊と統合機動部隊の連携訓練、夜間訓練等実災害で想定される訓練を取り入れるほか、自然地形を活用するなど実践的な訓練を作成する。
- (3) 石油コンビナート等の大規模危険物施設における火災を想定した消防活動訓練を作成する。
- (4) 大規模市街地火災又は大規模倉庫火災を想定した消防活動訓練を作成する。
- (5) 自衛隊と連携した空中消火訓練を作成する。

4 後方支援活動訓練

迅速に危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請・承認を行うともに、宿営場所において民間 団体と連携した燃料補給体制の構築を図れるように燃料補給訓練を作成する。

第3 訓練実施に係る重点推進事項

1 図上訓練

- (1)被害状況と被災地消防本部の消防力を比較し、都道府県内消防相互応援協定に基づいた応援要請を行う。また、緊急消防援助隊の応援等についても被害状況と都道府県内の消防力を比較し、機を挽することなく応援要請を行う。
- (2) 指揮支援部隊長は図上訓練と部隊進出・輸送訓練が連動していないことから付与される被害状況をもとに管理下にいる部隊の編成、装備、進出状況等を考慮して投入先を判断する。また、被害状況と受援都道府県及び緊急消防援助隊の消防力を比較するとともに、災害の特殊性を考慮し、必要に応じて消防応援活動調整本部長へ緊急消防援助隊の増隊を進言する。
- (3) 都道府県又は市町村が協定を締結している民間団体(重機派遣、燃料供給、水利供給、物資調達等)に対して応援要請を行う。
- (4) 都道府県及び消防本部の災害対策本部では、地図、動態情報システム、支援情報共有ツール等を活用して、被害状況や被災地消防本部及び都道府県内応援隊の活動状況 を消防庁や緊急消防援助隊に共有する。
- (5) 都道府県災害対策本部には航空運用調整班を設けてヘリコプターの運用に係る調整を実施する。また、災害医療本部及びDMAT調整本部に準ずる班を設けて病院選定やDMATの派遣に係る調整も実施する。
- (6) 災害対策本部、調整本部において、関係機関も含め、同一の地図(UTMグリッド地図等)を使用し、情報共有を図る。

2 部隊進出・輸送訓練

(1) 応援都道府県は統合機動部隊を先遣出動させるだけではなく、ブロック単位又は車両特性に応じた編成を行い、迅速に被災地へ到着するように考慮する。

- (2) 統合機動部隊は道路状況や混雑状況を判断して進出ルートを検討・決定し、必要な情報にあっては動態情報システム及び支援情報共有ツールを活用し、後続する都道府県大隊に対して積極的に情報提供を行う。
- (3) 自衛隊と連携した輸送訓練では、輸送に係る手続、留意事項等を把握し、応援等実施計画に盛り込み応援体制の強化につなげる。

3 部隊運用訓練

- (1) 災害現場における関係機関との連携を図るため、現地合同調整所を設置して情報共有体制の構築を図る。
- (2)大規模災害時の検索救助活動における統一的な活動標示(マーキング)方式について(平成28年4月1日付け事務連絡)の構造物に対する活動標示実施要領に準じて実施する。
- (3) 多数の傷病者が発生する訓練では、DMATによるトリアージ、救護措置等を実施した上で、病院の選定や傷病者の搬送等について医療機関と連携する。この際、救急活動を統括する現場本部(救急現場指揮所)の設置、救急中隊の編成(複数の都道府県救急小隊により編成する場合を含む。)による緊急消防援助隊の救急活動の一元管理により、搬送先病院の選定やDMATとの連携及び調整が円滑にできるように努める。
- (4) 空中消火訓練では可能な範囲で「市街地空中消火戦術マニュアル(平成 21 年 3 月 消防庁公表「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書」)」に基づ き実施する。
- (5) 訓練項目に応じて、関係機関と連携し、相互の部隊特性を理解するとともに、その特性を活かした連携を実施する。
- (6) 都道府県又は市町村で協定を締結している民間団体(水利供給、燃料供給、重機派 遺、物資調達等)と連携する。
- (7)指揮支援隊長及び都道府県大隊長は、付与される余震、気象情報等をもとに、活動の中止基準、避難時の周知方法、避難場所の指定等を定め、安全管理の徹底を図る。
- (8) 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の都道府県大隊が活動する場合、 必要に応じて、統括都道府県大隊長を指名し、災害現場における情報集約、現地合同 調整所における関係機関との調整を行わせる。
- (9) 次に掲げる情報通信訓練を実施する。
 - ア ヘリコプターテレビ電送システム、ヘリコプター直接衛星通信システム、可搬型へ リコプターテレビ受信装置、可搬型衛星地球局、無線中継車等を活用し、消防庁に対 して映像配信訓練を実施する。
 - イ 動態情報システム及び支援情報共有ツールを積極的に活用し、消防庁、調整本部、 指揮支援本部、都道府県大隊等との情報共有を図る。
 - ウ ビデオカメラ、可搬型端末(ipad)等を活用し、被災状況及び活動状況を動画で記録し、消防庁へ送信する。
 - エ 防災相互波を活用し、関係機関と連携を図る。
 - オ 公衆通信網の途絶を想定し、通信支援小隊 (無線中継車等)、衛星電話、消防救急 無線の統制波の基地局折り返しを活用する。
 - カ ヘリコプター動態管理システム、衛星携帯電話、無線等を活用し、航空運用調整班、 消防防災ヘリコプター、陸上隊が相互に情報共有を行う。
- (10) 消防庁無償使用車両(エネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システム、津波・ 大規模風水害対策車、全地形対応車、重機、消防活動用偵察システム(無人ヘリ)等) を効果的に活用する。

4 後方支援活動訓練

- (1) 都道府県又はブロック単位において、一体的かつ効率的に実施する。
- (2) ライフラインが完全に途絶した被災地において、3日間以上自己完結的に活動する ことを想定して消防庁無償使用車両(拠点機能形成車、支援車 I 型、燃料補給車等) を有効に活用する。

(3) 宿営場所では、多くの隊員が共同で食事、休憩等を行うことから、汚染・感染予防を考慮した後方支援活動を実施する。

第4 平成30年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練

ブロック	開催地	開催日
北海道東北	福島県	11月17日 (土) ~11月18日 (日)
関東	神奈川県	11月30日(金)~12月1日(土)
中 部	静岡県	11月4日(日)~11月5日(月)
近 畿	福井県	11月9日(金)~11月10日(土)
中国・四国	愛媛県	10月20日 (土) ~10月21日 (日)
九州	鹿児島県	11月10日 (土) ~11月11日 (日)